
平成27年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第6日)

平成27年12月15日(火曜日)

議事日程(第6号)

平成27年12月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 陳情第1号 吉井地区自治協議会コミュニティセンター建設に関する陳情書
- 日程第2 議案第77号 平成27年度うきは市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第3 議案第81号 飯塚市とうきは市との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託について
- 日程第4 議案第83号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第5 議案第84号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について
- 日程第6 議案第90号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第89号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号の訂正について
- 日程第9 議案第85号 第2次うきは市総合計画の策定について
- 日程第10 請願第2号 TPP(環太平洋連携協定)に関する請願
- 日程第11 追加議案上程 議案第93号から議案第95号までの3件
発議第3号から発議第4号までの2件
意見第3号から意見第6号までの4件
- 日程第12 市長の提案理由説明
- 日程第13 議案第93号 うきは市区長設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第94号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第95号 工事請負契約の締結について(新治団地建替工事(D・E棟建築工事))
- 日程第16 発議第3号 市長の専決事項の指定について
- 日程第17 発議第4号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 意見第3号 沖縄県名護市辺野古での米軍新基地建設の中止を求める意見書（案）の提出について
- 日程第19 意見第4号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書（案）の提出について
- 日程第20 意見第5号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）の提出について
- 日程第21 意見第6号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書（案）の提出について
- 日程第22 諸報告
- 日程第23 閉会中の調査の申出について
（総務産業常任委員会）
（1）自動車学校の経営及び運営状況について
（2）税等滞納徴収対策に関する調査について
（3）所管事務調査
（厚生文教常任委員会）
（1）文化財の保存・活用に関する調査
（2）学校統廃合及び学力向上に関する調査
（3）所管事務調査
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第1号 吉井地区自治協議会コミュニティセンター建設に関する陳情書
- 日程第2 議案第77号 平成27年度うきは市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第3 議案第81号 飯塚市とうきは市との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託について
- 日程第4 議案第83号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- 日程第5 議案第84号 久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について
- 日程第6 議案第90号 久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第7 議案第89号 うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第85号の訂正について
- 日程第9 議案第85号 第2次うきは市総合計画の策定について
- 日程第10 請願第2号 TPP（環太平洋連携協定）に関する請願

- 日程第11 追加議案上程 議案第93号から議案第95号までの3件
 発議第3号から発議第4号までの2件
 意見第3号から意見第6号までの4件
- 日程第12 市長の提案理由説明
- 日程第13 議案第93号 うきは市区長設置条例を廃止する条例の制定について
- 日程第14 議案第94号 うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第95号 工事請負契約の締結について（新治団地建替工事（D・E棟建築工事））
- 日程第16 発議第3号 市長の専決事項の指定について
- 日程第17 発議第4号 うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 意見第3号 沖縄県名護市辺野古での米軍新基地建設の中止を求める意見書（案）の提出について
- 日程第19 意見第4号 労働基準法改定案の撤回を求める意見書（案）の提出について
- 日程第20 意見第5号 安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）の提出について
- 日程第21 意見第6号 TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書（案）の提出について
- 日程第22 諸報告
- 日程第23 閉会中の調査の申出について
 （総務産業常任委員会）
 （1）自動車学校の経営及び運営状況について
 （2）税等滞納徴収対策に関する調査について
 （3）所管事務調査
 （厚生文教常任委員会）
 （1）文化財の保存・活用に関する調査
 （2）学校統廃合及び学力向上に関する調査
 （3）所管事務調査
-

出席議員（15名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 岩淵 和明君 | 2 番 鐘水 英一君 |
| 3 番 熊懐 和明君 | 4 番 中野 義信君 |
| 5 番 佐藤 湛陽君 | 6 番 上野 恭子君 |
| 7 番 江藤 芳光君 | 8 番 藤田 光彦君 |

9番 伊藤 善康君
11番 櫛川 正男君
13番 三園三次郎君
15番 岩佐 達郎君
10番 諫山 茂樹君
12番 大越 秀男君
14番 高山 敏枝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君
記録係 伊藤 諒平君
記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|--------|--------|--------|
| 市長 | 高木 典雄君 | 副市長 | 吉岡 慎一君 |
| 教育長 | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 | 高木 勲美君 |
| 総務課長 | 石井 好貴君 | 会計管理者 | 田辺 敏文君 |
| 市民協働推進課長 | 楠原 康成君 | 企画財政課長 | 金子 好治君 |
| 税務課長 | 宇野 弘君 | 徴収対策室長 | 段野 弘美君 |
| 市民生活課長 | 重富 孝治君 | 生涯学習課長 | 安元 正徳君 |
| 保健課長 | 増岡 寿君 | 福祉事務所長 | 秦 克之君 |
| 住環境建設課長 | 高瀬 智君 | 農林振興課長 | 熊谷 泰次君 |
| うきはブランド推進課長 | | | 野鶴 修君 |
| 水資源対策室長 | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 内藤 一成君 |
| 浮羽市民課長 | 清原 隆之君 | 総務法制係長 | 大石 恵二君 |
| 財政係長 | 高瀬 将嗣君 | | |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ただいまより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 陳情第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、陳情第1号吉井地区自治協議会コミュニティセンター建設に関する陳情書を議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました継続審査となっております陳情第1号吉井地区自治協議会コミュニティセンター建設に関する陳情書につきましては、現コミュニティセンターを白壁ホール南側——通称お祭り広場の一部への移転を要望するものでございました。

9月議会の審査の際には、当事者である吉井自治協議会から4名の出席をいただき御意見をお伺いいたしましたが、委員会では継続審査といたし、閉会中に現地調査を行いました。その結果、陳情の移転用地については、国土交通省の補助を受けて整備したものであり、事業から10年以上経過いたしてはおりますが、コミュニティセンター移転により用途を変更することについては、補助金の返還がないとは言えないとの国土交通省の見解もあり、陳情につきましては、やむないとの判断から全会一致で不採択にすべきものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 結論は不採択ということで承知しました。

補助金の返還等についても、ないとは言えないという国の判断ということですが、そのほかに不採択となった理由があったのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） お答えをいたします。

ただいま申し上げたとおり、現地調査も行いまして、コミュニティセンターの会長、幹部の皆さんからも御意見は拝聴いたしております。しかし、あくまでもこの陳情につきましては、お祭り広場への移転ということでございますので、この場で議論したことを申し上げることはできませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、質問させていただいた内容とダブるかもしれませんが、吉井コミュニティの今現在の場所が巨瀬川の南側ということで、非常に低位置でもあるということで、非常に危惧していると。吉井地区の住民にとっては集まりにくい条件があるというふうに理解しております。そういう意味では、今回の陳情の内容については、先ほど委員長のほうから

報告があったように、国交省の土地ということも含めていろいろあるかと思います。そういう意味では、今後の方向性について何らかの意見交換があったかどうか、それだけお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） 結論から申し上げますと、大越議員からあったとおりの回答にとどめさせていただきたいというふうに思いますが、将来についてのいろんな議論はいたしております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案を委員長の報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

日程第2. 議案第77号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案第77号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案の一部を総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題になっております平成27年度うきは市一般会計補正予算（第3号）につきまして御報告を申し上げたいと思います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,849万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億4,042万4,000円とするものであります。歳入補正の主なものは市民税8,732万1,000円、基金繰入金1億1,295万円、市債3,180万円の増額補正と、国庫補助金1,369万9,000円、県補助金7,160万

4,000円の減額補正をするものであります。当委員会所管にかかわる歳出補正は、県費補助による農林水産費、農業振興費6,740万円の減額及び災害復旧費8,000万円、諸支出金、特別会計繰出金のうち国保8,412万8,000円の増額が主なものとなっております。

委員会におきましては、高木市長公室長を初め所管課長及び担当係長に出席を求め、歳入では、重点道の駅の駐車場拡張に伴う国土交通省に売却する用地の財産売却収入のほか、各費目の趣旨、内容及び計数を精査し、歳出に当たっては、特にROKI進出に伴う企業立地交付金1億円、農業振興関係では、うきは農業の危機的な状況を踏まえ、未整備圃場等の対策、集積推進による団地化形成など、具体的な執行計画及び費用対効果等について詳細にわたり審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

次に、本案の一部を厚生文教常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について、厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 厚生文教常任委員会から報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第77号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第3号）の厚生文教常任委員会の所管に関する部分については、当委員会に付託されてきましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。審査については、それぞれ担当課長、係長に出席をいただき、詳しく説明を受けました。補正予算それぞれ款項目の内容については、その主な部分のみ報告をいたします。

3款民生費の中の1項1目社会福祉総務費、7目障害者対策費、10目臨時給付金事業費、2項1目児童福祉総務費から同9目放課後児童対策費までの児童福祉費、また、3項1目生活保護総務費までは、そのほとんどが前年度事業確定に伴う国・県負担金の返還金であります。

また、3款1項8目介護保険対策費314万4,000円については、有料老人ホーム1施設のスプリンクラー設置に伴う補助金で、全額、国庫補助金で賄われるということです。

同9目地域支援事業費の505万4,000円については、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業委託料で、自立した生活を送ることが困難な低所得、低資産高齢者を対象に、空き家等を活用した安価な住まいの確保を支援し、また、相談や見守りを通じて高齢者が住みなれた地域

に安心して暮らせる体制の整備に要する費用で、社協に委託して事業は行われます。これについても、全額、国庫負担金で賄われます。本年度については3月までの3カ月分ですが、最長29年度までの事業であるとのことであります。

10款教育費の1項2目事務費300万円については幼稚園就園奨励費で、当初予算の1,500万円に不足が予想されるための補正であります。

3款1目学校管理費60万円は、浮羽、吉井両中学校の電気代の不足が予想されるための補正であるとのことであります。

以上、主な部分であります。いずれについても慎重審議の結果、全会一致可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第77号についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第3. 議案第81号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、議案第81号飯塚市とうきは市との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託についてを議題とします。

本案は厚生文教常任委員会に付託をしていました。審査の経過及び結果について厚生文教常任委員長の報告を求めます。12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） ただいま議題となりました議案第81号飯塚市とうきは市との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託については、その審査を当委員会に付託されておりましたので、委員会における審査の過程とその結果について報告いたします。

この事務委託については行政経費の削減が目的であります。委員会では委託で行う場合の戸籍情報漏えいなど、最も重要な部分のセキュリティーなどを中心に審査を行いました。戸籍システムをうきは市が単独で設置した場合の経費が、5年間で3,434万4,000円余りかかると試算されており、今回、飯塚市に事務委託することで、改修費が5年間で3,355万3,000円になり、差額の79万1,000円が削減されるということです。また、今後、戸籍法などの大幅な改正で改修が必要になった際には、かかる費用も共同で行う自治体の数で案分することができるなど、大きな行政経費の削減につながるなどとの説明を受けました。

セキュリティーについては、それぞれの端末からは絶対に他の団体の情報にアクセスすることはできないということが説明されました。

また、委託を解消する場合も、受託側に通知をし、双方協議の上で委託契約を解消し、受託する市長がその収支の決算をすることなどの確認をいたしました。

以上、慎重審議の結果、全会一致可決いたしました。報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第4. 議案第83号

日程第5. 議案第84号

日程第6. 議案第90号

日程第7. 議案第89号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案第83号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてから日程第7、議案89号うきは市行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する条例の制定については総務産業常任委員会に付託してまいりました。審査の経過及び結果について一括して総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま4件が一括して議題となっております。

まず、議案第83号久留米市との久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、議案第84号久留米市との久留米広域定住自立圏の形成に関する協定を廃止する協定の締結について、議案第90号久留米広域定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について、3件を一括して御報告申し上げたいと思います。

この議案につきましては、久留米広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することに関連した議案でございまして、当委員会では、久留米市との連携協定による具体的な効果等について議論が集中いたしまして、特に久留米市と共同して優先的に取り組むとする東京でのアンテナショップ開設のほか、JR久大線の活性化など、うきは市振興の方向性についても審議を行い、議案につきましては、原案どおり全会一致で可決するものと決しました。

次に、議案第89号うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の制定についてでございます。この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関し必要な事項を定めるものであり、審査の結果、異議なく全会一致で原案どおり可決するものと決したところであります。

以上、報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を一括して受けます。質疑のある方は議案番号を言って質疑をお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより議案第83号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 3 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 8 4 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 4 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 9 0 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 9 0 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 8 9 号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 8 9 号は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第 8. 議案第 8 5 号の訂正について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 8、議案第 8 5 号の訂正についてを議題とします。

1 2 月 1 1 日、市長より議案第 8 5 号について議案訂正の許可請求が提出されました。市長の訂正理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議案第 8 5 号の第 2 次うきは市総合計画の策定に

ついて、議案の訂正理由について御説明をさせていただきます。

このことにつきまして、議案審議の際の御意見等を踏まえまして、提出議案の訂正をさせていただきますので、何とぞよろしくお願いをいたします。訂正内容の詳細につきましては、後ほど議題となりました際に改めて担当課長より御説明をさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第85号の訂正について、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号の訂正についてはこれを許可することに決しました。

日程第9. 議案第85号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、議案第85号第2次うきは市総合計画の策定についてを議題とします。中断をしていました本議案について審議を再開します。

原案につきましては、質疑まで終了していたしましたので、先ほど許可されました訂正部分の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） それでは、訂正について説明を申し上げます。

さきに全員協議会で配付いたしております議案第85号第2次うきは市総合計画の訂正について、A4横長の資料をお手元のほうにお願いをいたします。表のほうで整理しておりますように、それぞれの区分、ページ、訂正箇所、訂正前、訂正後という形で表示をさせていただいております。

まず1点目、基本構想15ページ、人口動態の部分です。中段の自然増減・社会増減の表でございます。左上の上段の枠内に記載の年度及び表の下段の自然増加率と社会増加率の計算式の説明文中の年度と記載した部分の訂正でございます。訂正「年度」を「年」に訂正をいたします。

2点目、前期基本計画5ページ、訂正箇所は指標の部分でございます。目標の数値の訂正でございます。平成32年度の数値を訂正前が4つの枠に分かれております。同和問題啓発強調月間講演会参加人数400人を450人、人権セミナーの参加人数750人を800人、3番目、出前講座の開催回数30回を35回。4番目、人権フェスティバルの参加人数800人を850人。それから一番下段の上記の①②④への新規参加者割合15%を17%に訂正いたします。

3点目、前期基本計画の20ページです。施策の内容、2の青少年育成体制の充実の取り組み内容の一部訂正でございます。訂正前が「各自治協議会青少年育成部門担当者と連携し、講習会開催等、子ども会活動への支援を行います」という表現につきまして、「子ども会」の後に「等の」を入れるように訂正いたします。

4点目、前期基本計画34ページ、施策の内容でございます。3番目の農地の流動化と荒廃地の解消の取り組み内容に新規追加を行います。追加内容につきましては、訂正後に記載しておりますように、「うきは農業の振興を図るため、米、麦、大豆ほか野菜等の戦略的作物の団地化を推進します」に訂正をいたします。

続きまして、5点目と6点目は同じ内容でございます。前期基本計画55ページ、主要指標、現状の数値の訂正でございます。平成26年度の数値でございます。国保特定健診受診率40.2%を訂正後40.7%に訂正します。

6点目につきましては、56ページになります。これは再掲という形で今の同じ数値を上げておりますので、現状の数値を、40.2%を40.7%に訂正するものでございます。

7点目、前期基本計画58ページ、施策の内容、1、土地利用の適切な誘導の取り組み内容に新規追加をします。新規追加する内容につきましては、訂正後の欄にございますように、「市全体の都市環境を形成していくため、都市計画制度を導入します」という文言を新規に追加いたします。

8点目、前期基本計画の61ページでございます。下段の市道整備状況の表におきまして、右上の単位の訂正でございます。単位がキロメートルになっておりましたけれども、単位をメートルに訂正をいたします。

以上の箇所を訂正させていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。これより訂正部分の質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 訂正はいたしません。ぜひ市長にお願いしたいのは、これで賛成の立場で今後10年に向かってのマスタープランがスタートするであろうというふうに新年度から思います。

それでぜひお願いしたいのは、あくまでも市の基本的な計画でありますし、10年を見据えたものでありますが、非常に激動の状況でありますので、かなり内容が年々変化していくものと思いますので、ぜひ区切りながら、1つ弾力的にフィードバックをして、実効性あるものをお願いしたいというものを、この訂正の中に含めまして質疑とさせていただきます。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁をお願いします。市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、しっかり承ります。

審議の際にも答弁させていただいてましたように、この後、御承認いただきますならば、実施計画を3年間ローリングするということを予定しておりますので、そちらについても丁寧に議会にもお諮りしながら御説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第85号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は可決することに決しました。

日程第10. 請願第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、請願第2号TPPに関する請願を議題とします。

本案は総務産業常任委員会に付託していました。審査の経過及び結果について総務産業常任委員長の報告を求めます。7番、江藤総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となっております請願第2号TPP（環太平洋連携協定）に関する請願の審査の結果報告を申し上げます。

請願第2号につきましては、政府の大筋合意を受け、合意内容の情報不足を懸念し、その情報開示を求め、長期的な農業振興政策の安定確立を求めるものであります。審査の結果、うきは市農業の現状を踏まえ、今後、将来、基幹産業として維持発展する農業基盤の確立を図る必要上、願意妥当とし、全会一致で採択することに決しました。この請願採択により、TPPに関する意見書も委員会において採択をいたしておりますので、後ほど提出される意見書につきましても御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

日程第11. 追加議案の上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、追加議案の上程を行います。議案第93号から議案第95号までの3件、発議第3号から発議第4号までの2件、意見第3号から意見第6号までの4件を上程します。

日程第12. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日追加提案いたします議案は条例案件2件、その他の案件1件でございます。

議案第93号は、うきは市区長設置条例を廃止する条例の制定についてであります。非常勤特別職としての区長を廃止するため、条例を制定するものでございます。

議案第94号は、うきは市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案第93号に関連しまして、当該条例において区長の項を削除するものでございます。

議案第95号は、工事請負契約の締結についてであります。新治団地建替工事（D・E棟建築工事）に係る工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びうきは市市議会の議決に付すべく契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきまして、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第13. 議案第93号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第93号うきは市区長設置条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 追加議案書1ページをお開きください。

議案第93号うきは市区長設置条例を廃止する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年12月15日。うきは市長高木典雄。

続いて2ページです。

非常勤特別職としての区長を廃止するため、条例を制定するものでございます。なお、施行期日は、全員協議会で御報告させていただきましたとおり、市民に対する周知期間等を考慮し、平成29年4月1日とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 区長廃止の条例が提案されましたが、これは23年2月23日に自治組織検討委員会から答申が出されてありました。その中にもはっきりこのことが規定されてあったわけでありまして、したがって、本来ならば自治組織がスタートする時点でこれらを解決していなければならなかったわけでありまして、これを先送りしてコミュニティセンターをスタートさせたものですから、区長の委嘱が後回しになってるということでありましてけれども、問題は、これらについては、やはりきちっと物事を処理してから進めないというような間違いが起こるということでありまして。

そこで、この答申書の中にこういうことが決められてあるわけ。コミュニティの拠点についてという項目がありますが、「既に市には、一部の地域を除いて小学校区ごとに地区公民館が整備されてあるので、新しいコミュニティ活動の拠点としても地区公民館を活用するのが最も適当である」という答申が出ておったわけでありまして。

それから、コミュニティの支援については、人的支援と財政支援ということですが、この中で、財政的支援については、地域活動に必要な各種補助金はできる限り一本化し、一括交付金として各自治組織に交付される必要があるということも決められてあったわけでありまして。そこで、皆さん方が市民に配りました、このような資料があるわけでありまして。「うきは市の新しい自治組織づくり」という資料があるわけ。これは皆さん方が市民に配っている資料でありますかね。この中に「財政支援、人的支援については、現在、地区校区に支払われている予算額と見合う額を確保し、予算の使い道は原則自由です」と。「区長や分館長などの役員手当として使う

か地区の活動のために使うかは、新しい自治組織の中で話し合っただけで決めています」という文章があるわけですよ。

また、これも同じですよ。自治組織がスタートしたとき、皆さん方がお配りした資料ですね。26年12月と書いてありますけれども、既に26年4月1日から自治組織がスタートしてありますが、12月、26年の暮れにこのような3色刷りの資料を配ってるわけですよ。この中にもこのような文書の配布とか、そういうものについてもきちっと決められて、決まっていることを皆さん方は周知してるわけですよ。

したがって、新しい自治組織についてのスタートはやってありますけれども、まだまだ未整備のところがありましたものですから、今回、区長の委嘱を廃止する条例が提案されましたが、この1年間の間に、1つ自治組織が十分活動できるように内容の再検討をやっていただくようお願いしたいですが、これに対する答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） ただいま自治組織の今後の検討について御指摘いただきましたけれども、今、三園議員から言われた内容につきまして、十分検討させていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 検討をやっていただいて、その検討が今までと違うことを採用する場合は、議会にもいち早く報告をしていただかなきゃなりませんよ。だから、皆さん方は時間が流れると、また別のことを検討し始めるということがあるわけなんです。

これは区長会に提出してる文書ですよ。22年4月15日に御幸校区から質問状が出てるわけですよ。それを1年以上回答してないわけですね。そして、1年後に回答したんですが、これは公文書で回答してありますよ。市長の就任前ですから、市長は知らないかもわかりませんが、このようなことが書いてありますよ。「市より財政支援についてどのように支援をいただくのか」という問いに対して、「公民館運営費、区長報酬、分館長報酬など、現在、校区や個人に支払っているものを校区ごとにまとめ、そのまま新しい自治組織へ交付します。交付額の使い道は原則自由です。役員手当として使うか活動のために使うかは、新しい自治組織で決めていただきます」という文書があるんですよ。こういう文書がたくさん出てるわけですね。

答申書から——23年2月23日の答申書、それから「新しい自治組織づくりに向けて」という補足資料を企画課が出してるわけですよ。この企画課から出してる中にも「財政支援、区長手当、連絡員報酬等、区長会費費用弁償、区長協議会補助金、分館長手当、公民館運営費を地区校区ごとにまとめ、そのまま一括交付金とします」、こういう文書まで出してるわけ。企画課としてありますからですよ。これらの文書を検討する場合は十分検討してください。いっぱい文書

がありますからですよ。

こういう文書を守っていただくのか、あるいは、それを変える場合は、このように変えました、そういうことをあらかじめ議会にも報告しとってもらわないと、皆さん方は勝手に変えて、そして土壇場になってこういうことでやりたいということを出されちゃあ、今まで議会で協議したのは何だったかということになりますから、これについては十分意を用いていただくようお願いしときたい。いま一度、回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 私のほうから回答させていただきたいと思います。

今回の区長委嘱の廃止条例の上程に至るに当たりましては、ただいま三園議員のほうから御指摘がございましたように、さまざまな経過をたどってきております。特に今回の内容につきましては、区長会、それから自治協議会、それから議会と、この3者の方々に、それぞれにお話をしながら御意見を承ってまいりました。内容が確かに変わってきております。それはもう、本当に申しわけないと思います。当初、そういう方針で我々も提案をしてまいりました。しかしながら、その都度、区長会なり自治会なり議会なり、それぞれにお話をしていく中で、やはりこういう方向がいいんじゃないか、こういう方向がいいんじゃないかというさまざまな御意見を賜りながら御理解をいただいていたとは思っております。しかしながら、やはり3者ございますので、一方がよければ一方になかなか伝わらないというような事情もございます。

先ほど全員協議会の中でもお話し申し上げましたが、経過等については、議会のほうに報告がなかなかうまくできていなかったことについてはおわび申し上げたいと思います。今後また、区長廃止に向けて1年間猶予をいただきましたので、この1年間をもって自治協議会、また区長会、また議会なりに随時報告をいたしながら進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、3回目、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 議会は決まったことを、当事者同士で決めたことをそんなにひっくり返すようなことはやってありませんよ。私どもは、当事者が納得すればそれが一番いいことだからということで、議会では不満があっても当事者優先で考えてきたことでありますよ。議会からいろいろ意見、議会から当事者が決めてることについては、そんなにむちゃな意見は出してありません。私どもは皆さん方が当事者同士で決めたからという、それについては賛成してきたはずですよ。それがひっくり返るようなことが起こっておるものですから、あえてこういうことを申し上げてるわけです。いま一度、答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 私の説明がまずかった点がありましたらおわび申し上げますが、

さまざまな関係機関のほうに御意見を賜りながら、よりよき方法を見出しながら、この制度を進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この条例についての所管委員会の責任者として、ぜひこの場で申し上げて、その決意も伺いたいというふうに思います。

本来、今年度末をもって区長の委嘱を廃止するという方向で議会も認識しておりまして、先ほどの答弁のとおりでもございます。そして、このことについて、当委員会のほうも真剣に自治協議会の自立を目指して共通の思いを持っております。そして、市長以下、皆さんがいろいろこの議案について私たちなりに調査をした結果、非常に混乱をし、また考え方も全然一定してないという中で踏み切らざるを得ないという実情もわかります。

ただ、1つお願いしたいというか、28年4月1日が1年延長して29年4月1日となりました。まだまだ御意見を伺うと、これが本当に自治組織として育っていくというふうには基盤がなかなか難しい現状にあります。しかし、この1年の延長をいかに生かすかということが皆さんに対する市長以下の命題だというふうに思います。したがって、この数字の——私がこだわったのは、28年4月1日に公布して29年4月1日という、そのことを法制上できるならばというふうに総務課長もお願いして、るる県、それから国のほうとも協議をして、結果的にはだめだったんだけど、言いたいのは、この1年間は準備期間、猶予期間なんだということをきちっと全158の区長に理解を得、なおかつ自治協議会の会長以下幹部の皆さんにそのあたりの意思をきちっと伝えて、早く自力でこの自治組織というものが育っていく。時間がかかるのはわかります。その決意をこの1年にしっかりと備えていただくように私として思うところでありますので、明確なこれに対する決意的な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 今回の案件につきましては、先ほど三園議員からも御指摘がありました。御指摘はしっかり受けとめさせていただきまして、御指摘を踏まえて、また今後、対応させていただきたいと思っております。

また、江藤議員のほうからは、周知期間を、お認めいただきますと1年3カ月ということで、十分な審議期間をいただくこととなります。御指摘のとおり、50年を超える市長からの区長委嘱制度、長い制度の中で、これを大幅に変えるということは、しっかりした、区長を初め、市民の皆さんに丁寧な説明が十分必要だと思います。区長廃止後における行政と区長との関係、あるいは、自治協議会の中における区長の位置づけ等々、すごい大きな制度改正でございますので大きな混乱も予想されるところから、その2点を中心に丁寧な説明をして、29年4月1日からはお認めいただければ、混乱なきよう、真の、三園議員の御指摘にありました答申に沿う世界、あ

るいは、平成19年に協働のまちづくり基本条例というのを制定させていただきましたが、この2つの精神に合致した、名実ともに新たなコミュニティ組織のほうにつなげていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 2人の議員からいろいろ意見が出されました。

この区長制度そのものは、コミュニティを発足するときに高木市長公室長が、委嘱制度は当分の間残さんとコミュニティの立ち上げができないというたつての要望で、議会も嫌々ながらそれは承諾した経緯があります。しかし、当分の間、委嘱を残すということで、当分の間はいつまでかということ、以前、議会でも指摘があつて、28年4月1日からという方向性をもっている議論をしたと思いますが、これを1年延長するということですね。

それで、私が聞きたいのは、区長の制度そのものはなくなるということですので、区長をどのように取り扱おうと思つておるのか。自治組織の中に入れてもらつてやfていくものか。委嘱だけでなくして制度を残すということ、その辺の考えというか方向性がありましたらお聞かせ願つたいと思つます。

それと、先ほど三園議員のほうからありましたが、区長の手当、分館長の手当、いろいろな手当がありましたが、それを一括してコミュニティに交付するというfて私fちはいろいろ説明を聞いておりましたが、区長をコミュニティにすれば、あとはコミュニティが区長の手当、金額ですかね、それは各コミュニティで決めていただくようにということだつたと思つますが、どうもその辺が変わつてきて、区長手当というたら示しとるですね、市のほうが。何でこういうふうになつたのか。その2点をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（楠原 康成君） ただいま伊藤議員のほうから御指摘ございました区長制度の関係でございますが、区長という立場は今後も残ります。ただ、委嘱がなくなるという形になつてまいります。

それで、今後の方向性でございますけれども、今回の採択いただいた後の具体的な対応になつてくると思つますけれども、区長の立場は自治協議会の中の一番の基盤組織でございますので、自治協議会の中での区長の立場を明確にさせていきたいと思つております。各自治協議会の中で組織についても検討をいただいているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 区長報酬の件については、私のほうからお答えさせていただきたいと思つます。

報酬の流れについては、議員のほうにも協定書を、案ですけれどもお上げしてると思つます。そ

ういった形で、委嘱がなくなれば、業務はまだ区のおさとしての区長は残りますので、自治協議会とも話す中で、そういった業務は区長を通じて、広報の配布とかは委嘱がなくなってもお願いせざるを得ないというか、そこでないと対応できないという話に現時点ではなっておりますので、ああいった形で協定書案を示しておりますように、自治協議会と市で何らかの協定——今、案ですけども、ああいう形で結んで、今後も自治協議会を通じて区長に業務をお願いすると。市からのお願いする業務がありますので、広報の配布とかですね。そういった分については、委嘱がなくなっても協定に基づきお願いをするということで考えております。これについてもまた1年3カ月の期間——お認めいただければありますので、詳細については今後また詰めていくことになると思いますが、現時点ではそういう案を考えておるところです。

それで、報酬については、27年度から、今年度から見直しをさせていただきました。委嘱とは直接は関係ないんですけども、業務の編制ということで大幅な見直しをさせてもらっております。そういった中で委嘱がなくなった後、どうなるのかと。区長さん方からいろいろ——校区の区長会とかずっと回ってきましたが、御意見をいただきました。今、市として考えておりますのは、ああいった協定書案で、今後については、一定期間であります、本来は自治協議会の中で決めていただくというものが、市が入っていくのはおかしな話かと思いますが、市から業務をお願いする限りは何らかの対価が必要であるということで、ああいう協定という形での整理を考えているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） ということは、一括して交付金を払うと言いつたところからは、区長の手当というか、それはもう、外すということですね。

それと、区長は、やっぱり各集落をまとめていただくには、ぜひともおってもらわないかんとですよね。それで、自治組織の中に入ってもらった中で、十分意見を聞いてやってもらいたいと思います。区長会または各行政区の区長総会、そういう場所での意見を聞いてもらいたいと思います。そうせんと、そっぽ向かれたら集落にお願いしても誰も世話する人がおらんごとなるき、それが一番のコミュニティの基礎というか、各集落からのいろいろな。コミュニティだけぽんつつくっても、集落がまとまらんについてこんでしょう。そいき、一番もとになる集落をまとめていただく区長ですから、十分やっていただきたいと思います。

それで、もう一つこれはお願いですが、今回、議会中に追加議案でぽんっと出されたとですよ。それで、もうちょっと経過というかな、こういう話になりよりますというぐらいの経過報告を、ぜひともこういう問題はやっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 順番がいろいろ違うかもしれませんが、最後の件は、議員のほうも自治組織の活動は十分となるように、その中に区長が入っていただいて、自治組織条例の第2条の4号にありますように、自治協議会は行政区の共同体を十分踏まえなさいという御指摘だと思いますので、それは今後とも十分頭に入れて、たたき込んで対応していきたいと思います。当然、議員が言われるように、地域のおさである、行政区のおさである区長が自治組織を盛り上げていただくと言いますか、その中に入って活動していただかないと自治組織も活性化しないと思っておりますので、その辺を十分認識して対応してまいりたいと思います。

それから、議会に対する報告が随時小まめにとということだと思えます。正直言って今回、こういった混乱を招いたというか、おわびを申し上げましたが、こういうことにならないように、今後とも意を用いて議会との——緊張関係は当然必要ですけれども、信頼関係を損なうことのないように進めてまいりたいと思います。

それから、報酬の件ですけれども、一括で、委嘱がなくなった後ですね、お認めいただいた後は、自治協にその分も含めて交付をします。交付金と合わせて報酬相当額、対価相当額も含めて交付するようになります。ただ、協定等で一定の期間は、その分が直接、区長に、その金額が保証されるような形で今、考えております。ただ、市から直接、区長ということはありません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今回、提案されています区長の廃止問題についてですけれども、今、ほかの議員からも出たように、途中で追加議案ということもありまして、それから、提案の内容が先週の10日の全員協議会ということになっておりまして、そういう意味では、本会議での議事録をきちんととるとということも含めて、改めて説明を求めたいというふうに思っています。

1つは、この間、経過についてきちんと改めて述べていただきたい。特に、各行政区に対する説明と合意の経過について改めて確認をしたいということと、それを実際に今後受け皿となる自治協議会に対する説明、それと合意内容について確認を、まず第1点目として伺います。

それから、今、案として区長業務に関する協定書というものが出されておりますけれども、これについて各自治協議会に説明をされてるかどうか、改めて確認をしたい。それに対する意見等について何か問題点はないのかということを確認したいというふうに思います。

それから、今回の提案については1年の周知期間を設ける。そのことについては、非常に私としては大切なことだというふうに思っております。特に区長会、158の行政区の中でいろんな意見をお持ちの方もいらっしゃるだろうし、区長自体が毎年、輪番制で変わるところもあるかということもあると思います。そういう意味では、今回の区長委嘱廃止について、それぞれのところにたしか年1回ぐらいしか全体は開いてないかと思うんですね。そういったところも含めて、

今後の周知期間との関係でどういう進め方をしようとしているのかを確認をしたいというふうに思っています。

それと、具体的に区長委嘱を自治協議会にするわけですが、この協定書の中では一応5年間という話になってまして、それ以降については、各自治協議会の判断ということになるのかどうかというか。要は今後、さっき市長の答弁の中に区長制度50年間の経過の中で、今後、引き続き、さらに50年を見通すことも含めて、今後どういうふうなあり方を展望しているのか。その辺を、市からの委嘱という視点から考えてどういうふうに考えてるのかを、見通しについてお尋ねしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 最初のほうの御質問について、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、経過ということでございますが、その前に、この委嘱というものに対して1つ整理をさせていただきたいんですけども、この委嘱というのは、市のほうが区長に市の業務をお願いして、非常勤の特別職という地位に持ってきているわけですが、区長は二面性がございます。それは何かと言いますと、行政区のおさであるという立場、それと、市のほうから市の業務をお願いしておる非常勤の特別職員という立場と2つございます。ですから、ただその行政区の区長になっておるといっただけのために、市のほうが、例えば、文書を配布してくださいとか募金をお願いしますとかということは、極端に言えば断ることはできるわけですね。私はここの区の区長ではあるけども、別に市からそんなものを頼まれる筋合いはないと言うようなこともできるわけですから、そこは、今度は市のほうが業務をお願いするために非常勤の特別職員という地位を与え、委嘱状を与え、なおかつ報酬を渡して業務をしていただいております。

そういう意味では、自治会組織ができたときにも既に区長さん方は行政区の共同体という自治会組織ですから、その行政区の代表者である区長は当然、当初から自治会の中のメンバーで主要なメンバーでございます。そういう位置づけで自治会のほうの組織もつくっていただいたわけですが、それがなかなか、区長になっているというその立場が、市長から委嘱を受けたから私はここの区長になっておるといっ、行政区のおさという立場まで市長から命令をされておる、委嘱を受けておるといっ、そういう誤解を招いております。ですから、私は市長から頼まれて区長をしているんであって、そういう自治会とは全然別なんだという意識が非常にそれがございました。その誤解を解くのに非常に時間がかかったというのをまず前提でお話をさせていただきたいと思います。

経過につきましては、ことしの4月1日区長会において、市長のほうから委嘱問題、ずっとい

ろいろ検討いただいておりますが、平成27年度中に区長の委嘱を廃止に向けてどういう方向でいくのか。いつ廃止するのかという方向性を出しますということ、まず4月1日の全体区長会で報告しました。その後、区長会長会——8名の会長さんがおられますが、各校区ごとに8名おられますが、その区長会長会において、27年度をもって廃止をしたい。それについては、区長会のほうでそれに向けての検討、また委嘱の事務の問題と色々な問題を1年かけて御検討いただきたいと。27年度をもって廃止する方向で御検討いただきたいという報告をいたしております。それにあわせて、今度は自治会の会長事務局長会というのをやっておりますが、その中においても、同じように27年度をもって廃止をしていく方向で御協議をいただきたいということでお話をしております。

ただ、自治会のほうは区長委嘱を廃止する、廃止しないということについては、自治会は先ほど申し上げましたように、区長という立場が自治会の中ではなくてもその行政区の代表者、おさであるという立場の中での自治会の中の立場でございますので、委嘱をしておるといのは、あくまでも市と区長だけの関係でありまして、直接には自治会は関係ございません。そういう意味では、自治会はその委嘱廃止の云々についてどうのこうの言うところはないというような御意見もございました。しかしながら、自治会のほうで委嘱がなくなって、今度は業務を区長さんをお願いする根拠が必要です。その根拠のためには、先ほどから申しておりますように、自治会と市で協定書を結んで、市の業務を自治会のほうで請け負ってください。それは当然、区長会のほうをお願いしていくというような流れになるんですけども、そういう意味で自治会との協議が必要であったという流れがございます。

ずっと1年間かけまして、区長会長会の中で委嘱が廃止になった場合に、じゃあ、業務はどうなるのかということについて、ずっと御協議をいただきました。10回ほど区長会を開いております。その途中で決定をする前に、各校区のそれぞれの区長さん方にちゃんと経過を説明し、それから内容等も説明しておく必要があるんじゃないかと。決まってしまったということであると、なかなか区長さん方の御理解もいただけないということで、全11ですね。今度は山間部も別に回りましたので、11の各校区ごとに区長会の説明にずっと回っております。その都度、回りながら委嘱を廃止していきたいんだということで説明をし、12月に廃止条例を出していきたいという方向で今はやっておりますということで、御理解くださいということで説明をしてまいりました。

前回、申し上げましたように、なかなか区長さん方も、今のままでいいじゃないかという御意見も非常にありましたけれども、自治会組織ができて、こういう少子高齢化に向けて、行政区がなかなか活動できなくなってきたという現状を踏まえ、それぞれの校区ごとには一応御理解をいただいております。こういう方向で進めさせていただきたいということで、多数決まではと

っておりませんけども、それぞれの校区では、区長さん方に御理解をいただいたと思いながらやってまいったところでございます。

経過としまして、自治協議会のほうへは、また、この協定書の内容について、委嘱がなくなった折には、今度は自治会と協定書を結びたい。また、区長にお願いしているいろんな業務を自治会を通して区長にお願いしていきたいということで協議をしてみました。

その中で御意見がございましたのは、5年間区長の報酬を固定するということがこの協定の中にございます。それにつきましては、先ほど三園議員からも御指摘がございましたが、区長の報酬は自治会に任せるといような話が当初あったのではないかという御指摘もあったところですが、報酬をやはり削減しておるものですから、区長会長会の中で、今後また委嘱がなくなって自治会のほうから報酬をもらうということになると、その中で減らされるんじゃないかという非常に危惧してある区長さん方が多いと。ですから、委嘱をなくすのはいいけれども、報酬については、今、減額されたこのものを、せめて数年間は減らされないようにしてほしいと。それが委嘱をなくす上での条件だという御意見が非常に強く出ておりました。そういうことで、その御意見をそのまま自治会のほうに報告をしてみました。

ある自治会は、それは別に変えようとは思わんとするところもありましたし、幾つかの複数の自治会では、いや、それは自治会の主体に任せべきだという御意見もございましたけれども、最終的にぎりぎりの線で御理解いただいた。せめて5年間だけは固定させていただきたいと、これは区長さん方の要望でございます。また、業務に対する対価でもございますので、業務が変わらない限りは、それを自治会のほうで減らすということについては何とかしないしてほしいということで、これもお願いをして、何とか自治会のほうでもぎりぎりの線で御理解をいただいていたということがございます。

そういうことで、先ほども申し上げましたように、自治会と区長会を平行しながら御説明をし、なかなか12月の議会に条例を出すまでぎりぎりになってしまったわけですが、最終的に区長会、8名の区長会長さん方から1年を延ばすということで御了解をいただき、これは8人全員が御了解をいただきました。それから、自治会会長会のほうでも、この1年を延ばすということについて反対意見もございました。28年4月と最初言ったではないかという御意見もございましたけれども、最終的には1年間の猶予を下さいということで市長のほうからもお願いをし、自治会のほうからも御理解をいただいて、ようやくこの追加議案という条例の提案になったという経過でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 経過等については、市長公室長のほうから申し上げたとおりでござ

います。

協定書の案としまして、案ですけど、まだ、5年間ということで、議員さん方に全協でお配りさせていただいたのは3者協議——自治協議会の会長、副会長さんとか事務局長さん。それから、区長会の会長、副会長等の役員さん、それから市が入った3者協議でお配りした協定書案を、そのもの同じものをお配りさせていただいております。そういった形で5年間ということで提案させていただいておりますし、まだ案レベルですから、今後もまだ協議も変更等も出てくるかと思いますが、市としてはそういうふうに考えております。

5年後、見ていただいてわかりますように、市と自治協議会の、先ほど市長公室長も説明しましたが協定書となっております。5年後については、双方異議がなければ2年というようなことで自動更新条項も入れておりますが、4年経過した後には、何らかの協議をもって、今後どうするのかというのは検討が必要になってくるものと思っております。

1つ、5年と出したのは、今のような社会経済情勢が激動といいますか、急激に変わっていく中で、5年というのが1つの筋かなということで、区長会等で協議をさせていただいて出させていただいているところです。

それから、議決いただいた後の周知方法等でございますが、速やかに区長会長会、それから自治協議会の会長会等を開催するような手続をとって、その中で今後どう全行政区に、それから自治協議会のほうに周知をしていくのかは協議をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうしますと、先ほど一番最初、市長公室長のほうから説明があったように、地域のおさという役割と委嘱という関係について、いろんな受けとめ方の違いというのがあったという、そういうことでなかなかだったというのは理解させていただきます。

そこで質問なんですけども、今度、自治協議会に委託するということは、従来でしたら区長及び区長会というのがそれなりにあって、そして、そこに地域の、さっき言ったような受け皿というのが直接あったわけですけども、今回、自治協議会の中に一旦区長さんが入ってくるということで言うと、直接的ではない、ある意味ではそういう形になります。そういう意味で、今後、地域のところにおける課題という問題が、地域のコミュニティの中で検討されて、その意思が上がってくると。逆に言えばそういう形。あるべき姿ではあるとは思いますが。

そういう意味では、今やっている区長会にかわるものとか、あるいは、直接地域から意見を聞くようなもの、あるいは、自治協議会からきちんと地元の要望が上がってくるような仕組みということについての検討とか、そういったことをする予定がないか。具体的には、例えば、防災だとか地域の安全の問題、高齢化社会ということもありまして、見守りなんかも含めてあるかとい

うふうな課題があると思います。それから、当然、地域における要望事項等があるかと思うんですね。そういったことも含めて、今後どういうふうに臨んでいくのかというところを、所信を伺いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） まず、今後の区長のあり方でございますが、我々が説明してきておりますのは、区長さん方がまず一番不安を持っておるのは、今までの行政区の中でいろんな防犯灯とか道路とかに穴があいてるとか、そういうのも一々自治会に言っていかないととり合ってくれないのかというようないろんな御心配の声が多く聞かれました。このことにつきましては、あくまでも自治協議会というのは、校区単位でやったほうが効率的な、また効果が上がるもの。福祉の問題、青少年の問題とか防犯の問題とか、そういうものについては、1つの行政区でやるよりも広範囲で校区単位でやったほうが効果が上がるし、今後、1つの行政区が自治会としての機能がなくなっていくので、そういう面について自治会で取り上げてやってくださいと。しかしながら、例えば、区の中で防犯灯が切れたとか、道路に穴があいているとか、カーブミラーが欲しいとか、そういう個別の問題については、従来どおり区長が市のほうにいろんな要望等をお出しただけであればということで説明をしてまいりました。

ですから、これはどっちに行けばいいかと悩むこともあるかもしれませんが、大体考えていただければ、このことについては区長さんが直接市のほうに言ったほうがスムーズにいくと思われるようなことについては、直接市に来ていただいて結構ですと。その上で、帰りに自治会のほうにも報告しとってくださいというようなこともうちのほうからお願いするようなこともあるかと思いますが、今後の委嘱がなくなってからのあり方というのは、そういうふうに考えていただきたいということで、あくまでも、なれるまではちょっと時間がかかると思いますが、区長の委嘱がなくなったからといって、自治会を全部通さないと市のほうは対応しませんということではございませんということで、そのほうは説明をしてきておるところでございます。

それから、今後、区長会のあり方でございますが、全体的に区長さん方を集めるということは、もし委嘱がなくなればなくなるかと思いますが、今後は自治会単位で区長さん方に集まっていただいて、市のほうからいろんな御報告なり御協議をしていくような形になっていこうと思います。そういう意味では、逆に市と区長の関係が近くなっていくのかもしれませんが、今まで全体会、1年に一遍しか開いておりませんでしたので、それを校区単位で開くようになるということで考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。3回目です。

○議員（1番 岩淵 和明君） 最後に1点だけ要望という形でお願いしたいと思うのは、いずれにしても区長制度及び自治協議会、それぞれ地元で市民、住民がそこに存在するという事だろうと。そういう意味で言うと、当事者はもちろんそうですけれども、市民の理解を得ることが一番大事だというふうに思ってます。今回、1年間の猶予ということですが、その市民への説明をきちんとした形で理解を得られるように、ぜひ取り組みをお願いしたいというふうに重ねてお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1つ、今の市長公室長の答弁、ちょっと気になるんですが、区長と市の関係は今までどおりでもいいですよ。帰りに自治会のほうに報告しとってくださいと。私が思うのは、区長さん方をばしゃっとシャッターをおろすということは、それはすべきじゃないと思うんだけど、自立でやっていく仕組みをつくる時に、どっちでもいいですよということが根本的に私はどうなのかなと思うんですよ。だから、自治会という屋形をきちっとするなら、また区長さんは個別に動き回るというのがちょっと今、気になったんですよ。その辺をきちっとしないと、また混乱の原因になりやしないかと思うんですけど、その辺のスタンスをきちっとしないといけないんじゃないですかね。もう、言うつもりはなかったけど、それを聞くと、また混乱の原因になるような気がしますが、いかがでございましょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 経過的なものといいますか、委嘱がなくなって、すぐ何でもかんでも自治会ということについては、非常に区長さん方が不安に思っておるということで、あくまでも行政区の個別の内容——これは校区全体のことでない。道路にここに穴がほげとるばいというのを、じゃあ、自治会のほうに一通通していくという、その煩雑さがあるというようなことで、そういう不安の声がたくさんあったので、私たちとしては、当分の間は行政区単位の個別の事案について、直接、市のほうにいただいても結構でございますと。それを全然受け付けません、全て自治会を通してくださいとは言っておりませんという説明をしてきたところでございます。

しかしながら、最終的にはやはり今、江藤議員がおっしゃるように、自治会が1つの行政区、そして、言葉は悪いかもしれませんが、1つの今の行政区は、その中の町内会というか班というか、そういうのになっていくのではなからうかと。ですから、だんだん何もかも、とにかく自治会に言っていかなければというようなことにはなっていこうかと思えます。ですから、過渡期での説明ということで御理解いただけたらと思えます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第93号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第94号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第94号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書3ページです。

議案第94号うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成27年12月15日。うきは市長高木典雄。

4ページです。

議案第93号に関連しまして、当該条例において、区長の項を削除するものでございます。施行期日につきましても、議案第93号同様、平成29年4月1日とさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほどの区長の廃止条例のときに申し上げましたが、先ほどの高木市長公室長の説明を聞くと、また言わなきゃならんようになってくるわけですね。これは

「うきは市の新しい自治組織づくり」という資料ですね。皆さん方がお配りしたんですよ。各校区を回っているいろんな問題が出てありますから、これについてはこのように回答しておりますという回答書がついてるわけ。9、10ページです。

この9ページの問いの8に「区長の手当などがなくなるのですか」という問いに対して、答えが一問一答形式で紹介しますという文書なんです。「市からの委嘱が廃止されることに伴い、市からの手当もなくなります。地区に交付する交付金に区長手当も含まれています。手当をどうするかは、新しい自治組織で決めていただきます」という資料を皆さん方は市民に配ってるんですよ。それを3者協議とか、じゃあ、この市民に報告したのはどう解釈するわけですか。越権行為でしょう。こんなに言うってですよ、そして、区長の委嘱を廃止するというのは。これは22年度の検討委員会が出たわけですよ、23年2月23日には区長委嘱制度を廃止することですから。だから、そのつもりで皆さん方はこういう文書をつくったんじゃないですか。これは10ページからある文書ですよ。皆さん方が各校区に持って回っている文書ですよ。

これは人口のピラミッドも書いてあります。こういう人口ピラミッドになってますからとかね。うきは市の世帯人口表までついてる。新しい自治組織のモデルはこうなりますよということですね。いろんなことが書いてあるわけです。

ここにもあります。「各区や各市民への配布方法については、それぞれの自治組織で検討していただきます」とか、それから、さっき申しあげました「現在、地区校区に支払われている予算額と見合う額を確保し、支援を行います。使い道は原則自由です。区長や分館長などの役員の手当として使うか、あるいは地区の活動のために使うかは、新しい自治組織の中で話し合ってください」と。それを5年間はこうしますということは越権行為でしょう。皆さん方は、自治組織が十分地元住民と自治組織協議会が活動するためには、こうしなきゃならんということをつくった資料ですよ。今ごろになって、区長手当はなくなりますから、委託で5年間保証します、そんなことは市民から聞いたらどうなりますか。まず、このことから説明してください。何でこういう文書を配ったんですか、だったら。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 三園議員がおっしゃられることはごもっともでございます。その資料のことにつきましては、私どもも、今回、委嘱を廃止するに当たって、協定書の説明をしていくに当たって、一番御指摘を受けたところでございます。話が違うじゃないかと。これは自治会の会長会からも非常に強い御指摘を受けました。また、区長会のほうからも御指摘を受けたところでございます。このことについては、我々はおわびするしかございません。本当に申しわけないということで、それぞれの地区、区長会、自治会長会でおわびをしておりました。

我々が自治会をつくるときに、この区長報酬を減額するという意思是全くございませんでした。

自治会をつくる説明をするときに、あんたたちは区長報酬を減らしたいがために、この自治会を思い立ってるんだらうという御指摘をたくさんいただきました。その折にも、そういうことではございませんと。あくまでも少子高齢化に向けての組織がえでございませうということでも説明してきた中で、区長手当は一切下げる気はございませんということではっきり言ってまいりました。これは各行政区の中でも言ってまいりました。

そういった中で、突然という語弊がございませうが、区長手当の削減ということで、市長がこういう削減をしていこうと。自治会ができて、こういう業務が変わっておるといふことで、これは委嘱をなくすに当たって業務はどういう業務があるのかということも精査する中で、手当が妥当ではないんじゃないかと。これだけ業務がこの10年間で変わってるのに、全然、手当が変わっていないといふのは、これはおかしいではないかといふことで、新たにこの話が浮上しました。

その中で区長会の会長会、それから自治会——自治会のほうには直接、関係はございませうが、区長会の特に会長会のほうでいろいろな論議をしていただいて、1年かけて論議をしていただいた中で、最終的にこの区長報酬を減額するといふことについて御了解をいただいた経過がございませう。そうなりますと、当然、減額された中で、その根拠といふのが、業務に対する報酬といふことで、これだけ業務が減っておりますので、今後はこの業務に対する報酬といふことで減額をさせていただきますといふ説明をしてきたもんですから、今度はその金額を自治会のほうに通して、自治会から区長さん方に報酬を払っていただくときに、それを減らされてしまうと、具体的な業務に対する手当ですから、委託料といひますか、労務に対する対価ですので、それを減らしてもらっては困るといふ問題が区長会のほうから出てまいりました。私どもも当然そうであろうと思ひます。

ですから、このことは、最初の方針と変わってきたことについては本当に大変申しわけないと思っております。これは我々が方針を変えたといふことでおわびをするしかないと思っております。本当に大変申しわけございませう。

以上でございませう。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 皆さん方が区長報酬を改定るときは、最低賃金を出したでしょうが。だから、区長たちが納得できなかったんですよ。だから、逆に私は議長室で、あなたに、時代の流れとともに変わってるんだらう、それをきちっと表に出しなさいよと。じゃないと納得できませんよといふことで表を出してもらったのが、あの選挙権の入場券等を郵送するとか、それから、国民健康保険の保険証を郵送するとかいふことにならうとある。そういう資料を出さないことには納得できませんよ。ただ、福岡県の最低賃金745円か何かで計算しとったでしょう。それではだめですよといふことを私は申し上げたんですよ。

そこで、区長廃止になるとかというのは前もってわかってることですよ。23年2月23日の答申でですよ。だから、皆さん方はそれに向かって本当にあの答申を——ここにあの文書がありますよ。その答申に基づき、小学校単位を基本とした新しい自治組織づくりを進めていますと書いてあるわけ。答申に基づいてないじゃないですか。うそのことをやってるわけですよ、皆さん方は。答申で最初から決められてある。区長制度を廃止しなさいということですよ。そして、文書は自治組織で配りなさいと。この中にも書いてありますよ。「自治組織で文書は配ります」ということをですよ。つまり、この文書の中にもはっきり書いてある。「各市民への配布方法については、それぞれの自治組織で検討していただきます」ということが書いてあるわけ。それを今また変えようとしてるわけですよ、これもですね。

何でそのようにならなくなって、おわびする、おわびじゃいけませんよ、これは。皆さん方は公文書でこういう文書を配って、市民にどんなにおわびするわけですか。3万1,000人の市民にどんなおわびするわけ。議会だけにおわびじゃないですよ。市民に対するおわびが必要です。これに対して明確な答えを出してください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 今のことにしましては、この1年間、委嘱問題を説明してくる中で、それぞれの区長会においてずっと説明をしてまいりました。区の代表者の区長さんのほうにおわびをしながら説明をしてまいったところでございます。全市民に対してそういう内容の周知等を直接行ってるわけではございませんが、代表者の区長さん方に御理解をいただいて説明をしてきたというところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第94号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は可決することに決しました。

ここで暫時休憩します。11時より再開します。

午前10時43分休憩

午前10時59分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第15. 議案第95号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第95号工事請負契約の締結について（新治団地建替工事（D・E棟建築工事））を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 議案書5ページをお開きください。それとあわせて、議案第95号資料という1枚のペーパーを準備しております。こちらのほうの御用意をよろしくお願ひします。

それでは、議案第95号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条1項第5号及びうきは市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月15日提出。うきは市長高木典雄。

以下、1、契約の目的。新治団地建替工事（D・E棟建築工事）。

2、工事の概要。建築一式工事、一式。

3、契約金額。2億6,610万1,200円。

4、契約の相手方。福岡県うきは市吉井町182番地の1。氏名、ヤマサキ・麻生特定建設工事共同企業体。代表者、（株）ヤマサキ、代表取締役、山崎隆俊。

5、契約の方法。条件つき一般競争入札。

別紙のほうをごらんください。

新治団地の建替工事（D・E棟）につきまして、入札結果を掲載しております。条件つき一般競争入札において、ごらんのとおり、4つの特定建設共同企業体——JVが参加しております、入札結果は以下のとおりというふうになっております。新治団地建てかえにつきましては、可能な限り早期に着手を行い、1日でも早い完成を目指して頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 条件つき一般競争入札ということでございますが、これは入札予定金額が公表になってたと思いますが、その入札予定金額は幾らなのかをお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 予定価格でございます。税抜き価格、見積書参考価格が2億4,761万円です。税込み価格が2億6,741万8,800円でございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 入札予定価格が2億4,761万円ですか。結果を見ますと、2番まではその範囲内に入っておりますが、3番あるいは4番になると、その予定金額をオーバーしてることになるわけですね。2億4,760万円ですか。これについて、今、2億4,761万円ですか。はい、わかりました。

そこで、入札予定金額を事前公表しますと、問題は最低金額も決まっとったと思いますよ。ところが最低金額よりも、その予定金額をいかに高どまりするかという談合だけやりゃあいいことになりますよ。99.51%というのは常識では考えられないような比率になってありますけれども、これについては、今後もこのように予定金額を公表するのかどうかということですね。つまり、国土交通省あたりでは、最低金額も公表しないようになったわけですね、言いかえりゃあ最低金額にずらっと並べて同率というのが出てきて、くじ引きというようなことが起こってききましたもんですから、最低金額も公表しないということになってありますが、こういう予定金額については、今後もこのように公表を続けるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 今年度につきましては、このような形で予定価格は公表して、最低落札価格は事後公表という手続をとっております。今後につきましては、入札を行う選定委員会等々に諮っていくような形をとっていくというところで、今のところ公表するしないについては、回答はできません。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第95号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は可決することに決しました。

日程第16. 発議第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、発議第3号市長の専決事項の指定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、追加議案書6ページをお願いいたします。

発議第3号市長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、市長において専決処分することができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成27年12月15日提出。うきは市議会議員岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員江藤芳光、賛成者、うきは市議会議員三園三次郎、同藤田光彦、同大越秀男、同櫛川正男、同佐藤湛陽。

記。

議案第95号の工事請負契約金額について、設計変更に伴い必要がある場合の契約金額の3%以内の増減額の変更。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨説明を求めます。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、ただいま議題となりました議員提出発議第3号市長の専決事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、可決されました議案第95号の工事請負契約の締結に関するものであります。これは新治団地建替工事にかかわるもので、今後、契約内容を変更せざるを得ない事態に備え、地方自治法第180条第1項の規定により、市長から専決処分の指定依頼が提出されたものであります。

理由といたしましては、工事を施工中に工事内容の変更、それに伴う契約金額の変更等を行う

必要が生じた場合、工事が進行中である、早急に議会が開けないなどのために、あらかじめ専決処分指定を要望されたものであります。

提案者として、以上、申し上げましたように、契約内容の変更について急を要する場合もあり、契約金額の3%以内の増減額の変更を市長の専決処分に指定したいと存じますので、議員皆様の御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げ、提案理由の説明といたします。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

江藤議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は可決することに決しました。

日程第17. 発議第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、発議第4号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 追加議案書の7ページをお願いいたします。

発議第4号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出する。平成27年12月15日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員三園三次郎、賛成者、うきは

市議会議員藤田光彦、同大越秀男、同櫛川正男、同江藤芳光、同佐藤湛陽。

次の8ページをごらんください。

うきは市議会基本条例の一部を改正する条例。

うきは市議会基本条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議員活動の原則第4条について、新たに第4号、第5号を追加するものです。さらに議員の政治倫理第22条においても、新たに第3項、第4項を追加するものです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ただいま議題となりました発議第4号うきは市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

うきは市議会基本条例は、平成25年3月議会で全会一致で可決され、同年4月1日から施行されましたが、来春には3カ年が経過することになりますが、同条例第4条の議員活動の原則をより具体的に、そして内容の充実を図るため、条例の一部を改正するものであります。議会基本条例には見直し手続として、第27条第4項に、議会はこの条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならないと規定されてありますので、改正理由及び背景について説明を申し上げます。

議員には各種団体等から役員収入を要請されることがありますが、地方公共団体の長が区域内の公共的団体等の活動について、指揮監督の権限が地方自治法に規定されており、従前から役員の就任の是非を議会改革特別委員会において議論してきましたが、平成23年4月、市から補助金及び委託金等を受領している団体役員は、法令に定められたものを除いて辞退することを決定していました。

次に、うきは市では、政治倫理条例には、議員の禁止行為として職員等の採用及び昇格、異動に関して推薦または紹介する行為を禁止規定として規定してありますが、議員活動の原則に、市から補助、助成または委託等を受けた当該事業の経営に介入しないことの2点を議会基本条例第4条に追加するものであります。

次に、議会基本条例第22条に、政治倫理の基本的事項として議員の行動が規定されてありますが、議員活動の原則を含め、政治倫理に反する事実の疑惑を持たれたときは、その疑惑の解明と責任を義務づけること及び議会内に検証する場を設ける権限を議長に委ねることの2項目を議会基本条例第22条に追加するものであります。

以上、提案理由とその背景について説明を申し上げますが、議員皆様の御理解と御協力によ

り、全会一致の御賛同をよろしくお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

三園議員、自席へお戻りください。

お諮りします。発議第4号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は可決することに決しました。

日程第18. 意見第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、意見第3号沖縄県名護市辺野古での米軍新基地建設の中止を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、別に配付されております意見書のつづりの1ページをお願いいたします。

意見第3号沖縄県名護市辺野古での米軍新基地建設の中止を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年12月15日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員大越秀男、賛成者、うきは市議会議員岩淵和明。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣宛てです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 意見第3号について、沖縄県名護市辺野古での米軍新基地建設の中止を求める意見書については、意見書（案）の2ページの文章を朗読し、説明にかえさせていただきます。

沖縄県名護市の米軍基地建設をめぐる政府と沖縄県が対立している事態は、一地方の出来事として看過することのできない重大な問題です。

昨年の名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙を通じて「辺野古の新基地建設ノー」という、沖縄県民の意思が示されていることは、誰の目にも明らかです。しかし、日本政府は沖縄の意思を無視し、十分な説明責任を果たさないまま、抗議する市民を強制的に排除して工事と海底調査を実施しています。

地方自治は憲法第8章によって保障されており、「憲法で保障した地方自治の権能を法律を持って奪うことは、許されない」ことは、1963年3月27日の最高裁判決で明らかであります。自治体は国の下部機関ではなく、国家とは別の人格を持ち、中央政府とは対等の関係にあります。しかし、政府には地方自治を尊重し対話しようとする姿勢は見られません。国が考えを一方的に押し付けることは、地方自治の本旨を踏みにじり、分権改革をも否定するものです。沖縄の人々を基地の被害・負担から守るべき政府が、沖縄県民を「粛々と」強権で押さえつけながら米軍基地を建設する姿は正に異常であり、時間の経過とともに反対する世論も高まっています。

翁長雄志沖縄県知事は、「自ら基地を提供したことは一度もない」、「銃剣とブルドーザーによる土地の強制収用によってつくられた」のに「普天間基地が古くて危険だから替わりの基地を提供しろ」では「道理が通らない」、と訴えています。日本の政府なら、まずこの思いを受け止めることから始めるべきです。

よって、うきは市議会は国に対し、地方自治を尊重して沖縄県との真摯な協議を行うとともに、米軍辺野古新基地建設工事をただちに中止するよう下記の通り強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記。

- 1、辺野古新基地建設工事及び海底調査を直ちに中止すること。
- 2、沖縄県民の民意を踏まえ沖縄県と真摯な話し合いをすること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 檜川 正男君） この辺野古の新基地建設反対については、連日報道で流されているとおりであります。私も個人的には、ジュゴンが生息するあんなきれいな海を埋め立てしなければならないのかと、そういう思いを持ってるのでございますが、ここは普天間基地ですね。世界で一番危険な普天間基地と言われております。これを移設するための長年、何十年とかけて辺野古のほうに前知事の許可をいただいて建設をしようとしているものでございます。ですから、これが反対になれば、その危険な普天間基地は残るということになりますので、この普天間基地の移設についてはどういう考えを持ってあるのか、お聞かせください。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 辺野古に基地をつくることはもちろん反対であります。

普天間基地の危険が残るじゃないかということについては、私は、これは米軍が——太平洋戦争で日本は敗戦国になりました。そして、アメリカがいわゆる勝者の論理で武器と、そして、その勝者の論理で沖縄に強引に基地をつくったという経緯があります。この基地を何の目的でつくられたのかというと、もちろん今は東西対立というのは解消したように見えておりますけれども、やっぱり相も変わらず、東西、あるいは南北の対立が世界的には残っているとっております。それとアメリカというのは、世界の警察を自負してるとよく言われますけれども、世界的に見ると、アメリカは自分がスタンダードだというようなところが、何かあるごとに見えてくるような気がいたします。

だったら私は、普天間を辺野古に移設じゃなくて、私はグアムでもいいんじゃないかなと。米軍が沖縄にどうしても基地が欲しいと言うのであれば、グアムに持って行って、自分の国につくりなさいと言いたいと思っております。

それから、佐賀の空港に自衛隊のオスプレイを配備する計画が今、進められておりますけど、これも米軍と日本の政府というか自衛隊というか、そういったのが一体化された思いによってオスプレイの佐賀空港配備というのも浮かんできているのではないかなというふうに捉えておりますので、私は普天間ももちろん基地をなくしてほしいし、辺野古建設もノーだというふうに捉えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3つの意見書が出されております。議員の権限として、これを提出することは当然の権利であることは承知をした上で申し上げたいのは、この議論という——3つの案件全てですけども、いろいろ国政レベルの非常に難しい議論だというふうに思いますので、結論として、この意見書を出すことのイエスカノーかということ求めて、出してほしいということでもありますけども、なかなかこれは難しいんですよ。

私が申し上げたいのは、権限としては当然ですけれども、ぼんっとこういうものを出す。だから、議会基本条例の中では、やはり大いに議論をなさいたいということがありますんですけども、そういう議論は全く――それぞれに考えはあるでしょうけど、どんっとここでイエスカノーかと、そういう内容の、この意見書の内容ではない部分が多いと思います。

提案者、賛成者のお二人については、それぞれ政党的なものの思いもあろうかと思いますが、やはりそのあたりというのは日常の中で、議会活動の中で議論した結果で出すならわかると思いますよ。でも、どんっとこういうものを出して、もし否決されたなら、これはこれで出したという実績で終わっていくような感じを受けますもんですから、この意見書の出し方というか、そういう議論というものを、まず、努力をすべきだと思うんですよ。そして、イエスですか、ノーですか。なかなか頭を抱える問題もあります。その点について、どうお考えなのかを根本的に伺いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 江藤議員が言われることはもっともだとは思いますが。

ただし、国レベル、国際レベル的な内容について、果たして、うきは市議会の中にそれを議論する場があるのかと見た場合に、それは今のところないと思います。

それと、じゃあ、市長に働きかけて、地方自治体としてこういうことを国に要望してくれと言っても、これは地方自治の本旨に照らしても、国の上位法あるいは上位の条例、最高位としては憲法がありますけれども、そういったものを超えることはできないという規定がありますので、なかなかそれも難しい。だったら、やっぱり個人の議員活動の中でそれぞれにやっていくしか方法がないんじゃないかなというような判断で、あえてうきは市議会にこういった問題提起をせずにやってきているというのが現状です。その点、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） なかなか議論する場がないというのも現実としてわからんでもありません。

ただ、議会基本条例の何条かは別ですけれども、議会基本条例の新しい条例の規定の中では、議論をなさいたいということが規定されてます。間違いありません。何条なんは答えられませんけど。だから、それを、努力をされたのかどうか、私は今、問うてるんですよ。それで、いや、そういう議論はしないと言うならこれでいいんじゃないですか。でも、そういうことも1回もないままに、いつものとおりどんっと一定の政党に従ってやるのかどうかわかりませんが、そこに疑問を持ちますので、私はこういう出し方をするなら、根本的に賛否じゃなくて賛同できないということを申し上げたいところであります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 議論の場を確保するように努力はしなければならないとは思っております。なかなか地方の議会の課題といたしますか、あるいは、例えば、うきは市の課題としてこれを捉えるというのは、どういった位置づけをすればいいのかなという大きな悩みもあります。ただし、御意見を受けとめて、今後は議会の中でもこういった議論ができるような雰囲気醸成していかねばならないということ。具体的にどうするというのは、ここで即答は私からできませんけれども、そういった方向も今後、模索するべきではないかなということは改めて感じております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 本文の中で、7行目になりますけれども、「地方自治は憲法第8条によって保障されており、「憲法で保障した地方自治」云々」とあります。ちょうどここに議員必携がありますから、これで第8条を見ますと、全く地方自治と関係ないことが書いてあるわけですね。日本国憲法では、第1条から第8条までは天皇についての規定がございます。第8条は、「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは贈与することが国会の議決に基づかなければならない」というのが第8条になってるわけ。これについての説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 済みません。きょう、皆さんの席に配らせていただいております文章につきましては訂正をいたしております。「第8章」を「8条」と間違えて書いておりました。もちろん、さっき江藤議員からも御指摘があったように、正直にここは回答していきたいなと思います。

と申しますのは、我々、いろいろイデオロギー的にいろんな団体との交流もあります。そういったところが、こういったものについてのひな形を持っております。ひな形に基づいて、私たちが一から十までうきは市議会の私がつくるというのは非常に困難です。ですから、ひな形をもとにつくらせてもらっております。もちろんアレンジしながら。その中でこの最初の案については「第8条」となっておりました。自分でもきっちり調べて、それはやらなければなりませんので調べましたところ、これ、「8条」と「8章」を書き間違えてるということが判明いたしました。第8章の中の憲法第92条に地方の自治を確保する旨の憲法の条文がありますので、ここを訂正させていただき、そういうふうにご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。申しわけありませんでした。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第3号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論。諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 沖縄県の米軍基地というのは我が国の安全保障、そして抑止力の面で極めて重要なところであります。いろいろな考えがあるかとは思いますが、現在の普天間基地が一般住宅と隣接していることとか、いろいろな安全性、そして老朽化とかそういうことで、政府が慎重に検討した結果、名護市辺野古付近の新しい建設計画をしているわけでございますので、そちらを支持し、中止を求める意見に対しては反対します。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 賛同者として一言述べたいと思います。

今度の普天間基地の新基地建設についてですけれども、現在の普天間基地の施設関係と、それからキャンプ・シュワブというところがありますけど、それが一体となった新しい新施設ということになると思います。現状は134の施設がその2つのところにあるんですけども、今度の新基地については、191の施設にふえるということになっております。国のほうの説明は、負担軽減ということをおっしゃってるわけですけども、それについては十分になってなくて、逆に基地の強化になってるといことが論点の一番大きな課題ではないかなというふうに思います。

地方議会議員として、沖縄の方々の民意に基づいて行っている行動に対して、事態をそのまま目視するというわけにはいかないというふうに思っております。改めて国は沖縄県と民意に耳を傾けて協議を重ねていくことを望んで賛成といたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 普天間基地移設ですね。これに対して、具体的な方向性が明記されてない無責任な意見書だと思いますので、反対をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案については、起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（岩佐 達郎君） 起立少数です。したがって、意見第3号については否決することに決しました。

日程第19. 意見第4号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、意見第4号労働基準法改定案の撤回を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、意見書つづりの4ページをお願いします。

意見第4号労働基準法改定案の撤回を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年12月15日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員大越秀男、賛成者、うきは市議会議員岩淵和明。

なお、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 労働基準法改定案の撤回を求める意見書提出について、案文を朗読し、その提案の理由とさせていただきます。

政府が国会に提出している「労働基準法等の一部を改正する法律案」は、「高度プロフェッショナル制度」の創設（一定の年収等を条件に労働時間規制を適用除外にする新制度）や裁量労働制の対象業務の拡大など、労働時間規制の緩和を柱に、長時間労働をさらに助長する内容である。

労働時間規制は、労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールでありこれを揺るがすことは断じて許されるものではありません。過労死等防止対策推進法の施行によって、政府は、わが国に蔓延している長時間過密労働を抑止する政策こそ打ち出すべきであるにもかかわらず、本法案は逆行していると言えます。

特に、労働時間、休日、深夜の割増し賃金の規定等を適用除外とする「高度プロフェッショナル制度」（特定高度専門業務・成果型労働制）は、「残業代ゼロ法案」「過労死促進法案」であるとの国民の批判も多く、過去に政府が法案提出をあきらめた「ホワイトカラー・エグゼンプション」と同じであり、創設することは断じて許されません。

労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保を図るためには、労働時間規制を

遵守し、すべての労働者を対象とした「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的規制力のある形で導入することこそ必要です。

以上、うきは市議会は地方自治法第99条の規定により、国に対し、次の事項について誠実に対応されるよう強く要望します。

記。

- 1、労働基準法改定案を撤回すること。
- 2、「時間外労働限度基準」告示を法律へ格上げすること。
- 3、すべての労働者を対象に、「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入すること。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 上から2行目の括弧内の「一定の年収等を条件に」云々とあります。この一定の年収等条件について、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 12番、大越秀男議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 一応、あくまでも一定と書いてありますとおりに、現在報じられてますのは、1,000万円以下を除外するというふうに言われております。ただし、懸念されますのは、仮に法律ができますと、当初は1,000万円と言ったのが、だんだん下げてこられるおそれがあるんじゃないかという懸念が労働界あるいは国民の間に広がっているというのが現状です。ですので、一定年収という部分につきましては、今のところ1,000万円程度をとというのが、一応、我々がキャッチしている情報です。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

大越議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第4号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。11番、櫛川議員。反対討論を許します。

○議員（11番 櫛川 正男君） この法案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者がその健

康を確保しつつ、創造的な能力を發揮しながら、効率的に働くことができる環境を整備するための法案でございます。よって、この労働基準法改定案を撤回することに反対をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） さっき質疑の中でもあったと思いますけども、高度プロフェッショナルとかは省令で定めるというふうになってます。省令ですから、厚労省自体の省令を改正するというふうなことは安易にできるという危惧がされてるということが1点あると思います。

それから、私自身もフレックスタイム制で仕事をすることがございますけれども、裁量労働制というのは、それなりに長時間労働を現実には解決しないというふうに思っております。うきは市の人たちが、若い人たちが特にワーク・ライフ・バランスということも含めて、どういう労働時間及び家庭で過ごせるかということが大きな社会的な課題だというふうに思ってます。そういう意味では安易な法の改正を行うのではなくて、きちんと人間らしく生きて働き続けられる社会を実現することを目指すことを求めて意見書に賛成していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、反対討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案については、起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立少数です。したがって、意見第4号については否決することに決しました。

日程第20. 意見第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、意見第5号安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、意見書の6ページをお願いします。

意見第5号安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成27年12月15日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員岩淵和明、賛成者、うきは市議会議員大越秀男。

なお、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣宛てです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者からの趣旨の説明を求めます。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、意見書第5号安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）の提案について、提案趣旨を申し上げます。

さきのうきは市6月の定例議会で、慎重審議を求める意見書について御採択いただきました。9月19日、参議院でこの法案が可決され、今、公布されているところであります。全国の地方議会からは、慎重審議及び反対及び賛成を求める意見書が314議会で行われました。福岡県では9議会で行われて、慎重審議が8、反対が1でありました。今回の意見書について、国会の審議を通じて明らかになった憲法に違反する2つの点から廃止を求めるものであります。

第一に、安全保障関連法という法律そのものが憲法9条違反であることであります。昨年7月に安倍政権は従来の政府見解を変えて、新三要件として、従来の急迫不正の侵害に「我が国と密接な関係の国に対する武力攻撃で日本の存立が脅かされ、国民の命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」の存立危機事態を追加し、我が国への侵略以外に他国を入れ、日本の領域を守ることと、それから、米軍と一体となった世界に出向くこと、必要最小限という次元が異なるエリアも含む必要最小の範囲に入れたということでもあります。

そして、この審議の中で、特に後方支援という言葉があったかと思いますが、後方支援は武力の行使に当たらないという説明でありましたけれども、後方支援というのは、言葉自体が国際的にはなくて日本の造語でありまして、いわゆるロジスティクス——兵たん活動ということになると思います。この兵たんというのは、米軍海兵隊教本とか、あるいは保養などの規定に関するジュネーブ条約の議定書があるわけですが、その保護の対象にはならないというものでありまして、戦争行為の一部に当たるというのが世界的な認識であります。

イラク特措法の違いでは非戦闘地域ということですが、今回、現に戦闘行為が行われているところでは実施しないとしておりますけれども、戦闘現場に近い地域で捜査活動、救助活動とか駆けつけ警護などができるとされております。

日本国憲法の前文及び第9条には、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意して、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、これを永久に放棄する」と明記されております。新しく制定した今回の国際平和支援法は、我が国の国際社会の安全を脅かす事態の際は、自国が直接攻撃されなくても集団的自衛権を有しているとして、脅威の除去に対処する活動を地域の限定なく行えるものであります。

従来、政府自民党は、個別的自衛権と集団的自衛権に対する見解を表明してきました。日本が攻撃されていないのに同盟国が攻撃されたからといって、それに反撃する集団的自衛権の行使は、

自衛の措置の限界を超えるものであり、憲法上許されないとしてきたものであります。この法案は、二度と戦争をしないと誓った日本国憲法の平和原則、平和主義を破壊するものであり、決して許されるものではないというふうに思います。

それから、第2点目に、今回の法案は日本の憲法学者からも指摘されておりますけども、立憲主義に基づかない内閣の判断で法律が変えられ、安倍政権の暴走ということ、憲法98条に違反する法律は、本来効力無効で廃止を求めるものであります。今回の法案は、憲法96条の憲法の改正手続による発議ではなくて、解釈によって実質的に憲法を変えることとなります。「そもそも国政は国民の厳粛な信託によるもので、その権威は国民に由来する」と書かれております。審議に対する国民の意見、疑問が8割に達している経過がある。それから、6割を超える反対意見があります。憲法98条で「憲法の条規に反する法律、詔勅、国務に関する行為は、その効力を有しない」としてはいますが、それから憲法99条には、「国会議員、公務員、裁判官は憲法を尊重し擁護する義務を負う」とされております。また、参議院で行われた公聴会での意見は反対意見が多く、可決過程で委員会議事録にも記載されないなど、審議経過にも民主主義的手続が欠如していると思います。日本の最高法規である憲法を時の政府の解釈で実質改憲を行うことは、独裁政治そのものであり、立憲主義の否定であります。改めて廃案を求めたいと思います。

最後に、世界の数少ない国の地域において戦争や紛争が起きて、殺りくや暴力の応酬、そしてテロが頻発しています。我が国においても、中国の海洋進出による実効支配の動きや北朝鮮の動きに十二分に対処することは必要であります。しかし、そもそも武力によって恒久平和を構築することの矛盾や困難さを知るべきであり、経済的、文化的な貧困や差別の解消、民族間の紛争防止など、戦争や紛争の根本原因の解決を目指す行動が求められております。

日本国憲法の前文に示されている「我々は平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようとするに努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。我々は、全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを認識する」とうたっております。そういう意味からも、軍事力対軍事力の連鎖を断ち切る、そういう意味からも平和的に解決する立場を堅持し、粘り強い外交努力、問題解決の道へ転換することを求めたいと思います。自衛隊員やうきは市民の皆さんが安心して暮らすことを強く求め、意見書提案の趣旨とさせていただきます。長くなって申しわけありません。各議員の皆様は御理解と御賛同のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

岩淵議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。反対討論を許します。11番、櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 憲法9条、今回の安保関連法では、憲法9条は改定になっておりません。憲法9条は遵守しております。よって、国際紛争解決のために武力行使はできないということでございますので、この意見書には誤りがあるということから反対であります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） 賛成意見を述べたいと思えます。

この意見書については、我がうきは市議会でも6月にこの安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書を提出していただきました。本当にありがとうございました。

しかしながら、関連法の審議が絶対多数の——憲法学者や内閣法制局長経験者、あるいは最高裁判所長官経験者などの法律の専門家たちも明らかに違憲であると断言しています。また、80%以上の国民が説明不十分であるとしていた中に、本年9月19日、与党の暴力的とも言える数の力で法案を成立させました。これはまさに民主主義を破壊する暴挙と言えると私は思っております。

TPP問題にしても、この安保関連法にしても、安倍内閣は周到な準備をし、特定秘密保護法を制定、あるいはアメリカとの事前約束、原発と武器の輸出のなし崩し的な解禁など、アメリカ追従とともに戦後70年、世界に平和と民主主義の発展を誇ってきた日本人の心を踏みにじるものだと思います。

よって、私はこの意見書に賛成をしたいと思えます。どうか議員各位におかれましても、今の我々が次世代に残して恥ずかしくない日本の国にするために、ぜひ、この意見書に御賛同をいただきますようお願いして、私の賛成討論といたします。

ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 反対討論を許します。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、この意見書を見ますと、成立した法律を廃止するということですが、そのような方策があるかどうかということが1点です。

それから、99条を見てみますと、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公

益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」とあります。したがって、当該地方公共団体の公益に関する事件にはなじまないと思いますので反対をいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、賛成討論を許します。14番、高山議員。

○議員（14番 高山 敏枝君） 提案者並びに賛成者から発言がありましたように、さきの議会で、うきは市議会も慎重審議をということで意見書を提出いたしました。その後、慎重審議がなされたとは思われない中で強行採決となりました。この強行採決の中で、なおかつまだ自民党の中でも統一見解になっていない。また、OBの方も反対している。そういったいろんなことがありますし、述べられたように、自民党が招聘した学識者さえも違憲であると言われております。平和日本70年という、こういう方向転換をこんな形で強行採決というのはどうしても認められないと思います。

また、切れ目ない安全ということですが、このことによって本当に日本の安全が守られるのか。それは保障できないと思います。なぜならば、外国の緊張感、特に日本近隣の国々のこの法案を通したことによる危機ということ、そういったものを考えると、本当にこれが安全につながるのか、このことが疑問だと思います。地方行政の公益にかかわらないと申されますが、日本の女性、母親は、自分の子、孫にどうかかわるだろうかと非常に心配をしております。そういったことから、私は、これは賛成すべきと思っております。

以上、賛成意見です。

○議長（岩佐 達郎君） 反対意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） これで討論を終わります。

本案については、起立により採決します。本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩佐 達郎君） 起立少数です。したがって、意見第5号については否決することに決しました。

日程第21．意見第6号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、意見第6号TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

局長に議案の朗読をさせます。なお、意見書（案）の朗読は省略します。局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） 意見書9ページをお願いします。

意見第6号TPP（環太平洋連携協定）に関する意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、うきは市議会会議規則第14条の規定により提出します。平成

27年12月15日。うきは市議会議長岩佐達郎様。提出者、うきは市議会議員中野義信、賛成者、うきは市議会議員江藤芳光、同三園三次郎、同伊藤善康、同藤田光彦、同熊懐和明、同鎌水英一。

なお、宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣、内閣官房長官。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 朗読が終わりました。

提出者から趣旨の説明を求めます。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） お手元の10ページにありますTPPに関する意見書（案）について朗読説明をさせていただきます。

ただいま議題となりました請願第2号に基づきまして、意見書（案）の提出ということですが、もう、前文についても、これは皆さん方にも渡しておりますし、請願の内容とほとんど変わりませんので、朗読説明は省略をさせていただきます。特に具体的に何を願うのかということから、記というところから朗読をさせていただきたいと思います。

まずは1番目に、「大筋合意」の内容のすべての分野の公表を行い、地方経済や地域農業に与える影響試算など早急な情報提供を行うことということで、10月5日に大筋合意はしております。今、それぞれ検討がなされておりますけれども、内容等についてはまだまだはっきりしない面がありますので、特に地方の場合は、今、地方創生と言われておりますけれども、やっぱり農村が元気になっていかなければなりません。そういった意味で情報提供を行うということが第1点でございます。

次に、合意内容が、農林水産分野の重要5品目の確保を最優先した国会決議が遵守されたもので、国益にかなった結果となっているか国会で十分な審議を行うことと。今、いろいろ自民党の中ではこれに対しますいろんな提案をなされておるようでございますけれども、なかなかその結果についての審議というよりも、何か対策が特に優先しておるようでございますから、基本的に国会で十分な審議を行うということが第2点でございます。

次に、生産者が農業経営を継続できるよう、現場の声を踏まえた農業への必要な対策と予算の確保を行うとともに、長期的な農業政策の確立を行うことということで、農家といたしましても、なかなか将来に展望を持ってないというようなことで、一番大事なやる気がなくなっておるんじゃないかと。そういった意味で、長期的な政策を確立してほしいということの3点でございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するというので、本日の日付になっております。

先ほど来、総務産業常任委員会では、委員長報告によりまして、一応請願が全会一致により採

採られ、なお、この意見書（案）につきましても、委員会でも賛成をいただいております。TPPに関するこの意見書（案）の提出につきましては、特に議員皆様の賛同をお願いし、説明にさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、大越議員。

○議員（12番 大越 秀男君） さっき委員長報告の中でも採択という報告がなされました。しかし、審議の過程の報告がありませんでしたので、ここでお伺いいたしたいと思います。

最初、中野議員が紹介議員になられて、JAのほうから出されたこの意見書でありますので、こういった内容については十分私も理解しております。ただ、特に記の部分で、1の中の「地方経済や地域農業に」というのがあります。この地方経済の中に、広く捉えれば自動車産業の問題とか、あるいは医療の問題とか、外国から入ってくる労働力の問題とか、それから、医薬品の開発権利の期間の問題ですね、そういったさまざまな問題があったと思うんです。そういったのがどういったふうに——私としては盛り込んでほしいんですが、委員会の中でそういった議論があったのかどうか、盛り込むことについてあったのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 総務産業常任委員会の中でも、実は1番議員のほうから文書等の一部挿入とか、そういったことが出ておりました。特に国内産業に与える影響とか、そういったことが出ておりましたけれども、委員会では、この全体的な内容につきましては、恐らく皆さん方も思いは一緒だというふうに思うということが第1点であるということと、JAのほうでは、さきの福岡県の大会が福岡のほうで行われておりますので、その中での特別決議で採択をされておるといようなことで、一応委員会としてもいろいろ意見は出ておりましたけれども、この原案のままということに最終的には決定をいたしました。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

中野議員、自席へお戻りください。

お諮りします。意見第6号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、意見第6号については可決することに決しました。可決しました意見書は、関係機関へ送付します。

日程第22. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第22、諸報告を行います。

議員のみ配付しています、市外からの陳情はお手元に配付のとおりとなっています。ごらんいただきますようお願いいたします。

日程第23. 閉会中の調査の申出について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、閉会中の調査の申出についてを議題とします。

お諮りします。総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の調査の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で全ての議案の審査が終了しました。

ここで、市長から挨拶の申し出がありますので、これを許可します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

12月3日から本日までの13日間、開会いたしました第4回うきは市議会定例会におきまして、補正予算案を初め、条例その他、各重要案件につきまして、議員の皆様には本会議並びに各委員会を通じて、連日、慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。第2次うきは市総合計画の策定につきまして賜りました貴重な御意見や御助言につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に心して務めてまいりたいと存じます。

年が明け、1月10日には、消防出初め式及び成人式を開催いたします。議員の皆様におかれ

ましては、年始のお忙しい中とは思いますが、御出席のほど、よろしくお願いを申し上げます。

終わりになりますが、年の瀬を迎え、寒さも一段と厳しさが増す時期でございます。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意され、よき新年を迎えていただきますとともに、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） 報告します。3月定例会の開会日は3月3日木曜日開会予定としますので、報告しておきます。

これもちまして、平成27年第4回うきは市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 岩 佐 達 郎

署名議員 岩 淵 和 明

署名議員 鐘 水 英 一